

（1）Ⅰ－2－（1）法の考え方

◇国や地方公共団体の責務の強調

差別の解消が自発的な取組や障害者との建設的対話による相互理解に任せるだけではなく、これらの取り組みを円滑に進めるための環境整備や公的制度の確立等（例：手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者（以下、「ろう者」という。）の場合、手話通訳者等の人材養成や手話通訳者配置を保障する公的な制度実施等）が国及び地方公共団体の責務である旨の明記が必要である。

（2）Ⅱ－2 不当な差別的取扱い

◇情報・コミュニケーション保障の必要性の強調

ろう者の場合、耳が聞こえないことや手話を使用すること、手話通訳を使用することを理由とする排除等が不当な差別的取扱いにあたると考えられるが、情報・コミュニケーション保障は基本的人権保障の前提であること及び代替性が乏しいこと（音声言語や筆談などろう者に理解困難なコミュニケーション手段は代替手段とはいえない）に鑑み、1）緊急時を含め相互に理解可能なコミュニケーション手段の提供が必要であり国や地方公共団体はそのために必要な施策を講じること、2）さまざまな理由により相互に理解可能なコミュニケーション手段が現実に提供できない場合においてのみ代替手段の提供が認められ、その場合も選択する代替手段により不当な差別的取扱いを回避する努力が必要であること、の明記が必要である。

また、「正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明する」際にも相互に理解可能なコミュニケーション手段により情報・コミュニケーション保障が必要である旨明記が必要である。

（3）Ⅱ－3 合理的配慮

◇情報・コミュニケーション保障の必要性の強調

ろう者の場合、手話による情報提供が用意されない場合やろう者がいる場面で手話によるコミュニケーションが用意されない場合が合理的配慮の不提供にあたる考えられるが、情報・コミュニケーション保障は基本的人権保障の前提であること及び代替性が乏しいこと（音声言語や筆談などろう者に理解困難なコミュニケーション手段は代替手段とはいえない）に鑑み、適切なコミュニケーション手段を保障する必要がある旨の明記が必要である。そのためには、国や地方公共団体の責務として、合理的配慮の選択肢を構成する環境整備（支援）や公的制度の充実に取り組む必要があり、これらの選択肢の活用も検討した上で合理的配慮における過重な負担について判断すべき旨の明記が必要である。

また、合理的配慮の具体的内容の協議の際や「正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明する」際にも情報・コミュニケーション保障が必要である旨明記が必要である。

(4) IV-3 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

◇事業者の努力義務の内容の具体化

事業者における情報・コミュニケーション保障が進むためには、国や地方自治体の責務により多様な支援策が必要である旨明記が必要である。

例えば、1) 情報・コミュニケーション保障に関する合理的配慮の努力義務の内容として、国や地方自治体が用意する環境整備にかかる支援策の活用や、相互に理解可能な情報・コミュニケーション手段を保障する公的制度の利用の確認を明記すること、2) それと合わせて、国や地方公共団体の責務として、合理的配慮にかかる環境整備支援策の実施や事業者が過度の負担なしで利用できる相互に理解可能な情報・コミュニケーション手段を提供する公的制度の実施を明記すること、が考えられる。

(5) V その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

◇手話通訳者の施設への配置

障害者権利条約第9条2(e)「公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること」について「適当な措置をとること」とされたことに鑑み、「1 環境の整備」において、ろう者のアクセスが予想される施設については、一定の基準を定めて、公的施設については手話通訳者の配置義務、民間施設については配置についての努力義務を明記する必要がある。

特に国や地方公共団体のいわゆる本庁部門への手話通訳者配置(手話による情報・コミュニケーション保障が可能な環境の提供)は、現行の意思疎通支援事業において必須事業でありながら実施が進まない現状に鑑み、義務として明記する必要がある。

◇手話に関わる啓発・学習機会の確保の明記

手話の使用にかかる公的制度の充実と手話への理解促進の必要性についての記載が必要である。また、手話が言語であることに鑑み、義務教育において、外国語と同等に手話の学習時間確保の国や地方公共団体への義務付け(または努力義務)の明記が必要である。